

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 広報課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(10) テレビ放送委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>テレビ番組「手話タイム・プラスワン」の電波料および制作料については、放送の時間帯や放送時間、制作内容等によって異なり、金額の妥当性について検証が難しいことは事実であるが、県自ら、部局横断的にその内訳を検証することや、できる限り、他の都道府県の情報収集等を行い、その比較を実施することによって、県自ら電波料、制作料の金額の水準を検証すべきである。</p>	<p>テレビ番組「手話タイム・プラスワン」の電波料および制作料について、庁内部局および類似の番組を制作している府県と比較したところ、次のとおりであった。</p> <p>1 庁内部局との比較</p> <p>類似している議会事務局所管の議会広報放送委託と比較すると、電波料については、1分当たり費用が「手話タイム・プラスワン」が13,333円(10分番組)に対し、議会広報が13,133円(55分番組)と14,483円(30分番組)であり、概ね同水準である。</p> <p>制作料についても、リポーターや司会の有無など番組によって内容が異なるため比較できない項目があるものの、プロデューサー等の人件費や設備の使用料など、共通した項目の単価は同額である。</p> <p>2 他府県との比較</p> <p>電波料については、視聴世帯数や放送時間帯、電波障害物の有無、競争状況などにより決定されるものであり、条件の異なる放送局間で単純に比較できるものではないが、(一社)日本広告業協会の「放送広告料金表2017」における10分番組の電波料とついで比較したところ、近隣放送局において最安価となっている。</p> <p>制作料については、平成30年7月に各都道府県に対してテレビ広報に関する調査を行った。スタジオ収録で手話通訳があるもののうち制作料がわかるのは、本県を含めて4番組あり、1分当たりの制作料は本県が29,444円であるのに対し、他県は38,633円から53,625円の間となっており、同種の番組としては最も安価となっている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 広報課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(11) テレビ放送委託（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>テレビ番組「手話タイム・プラスワン」の事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業の効果を確認するため、県ろうあ協会の協力の下、平成30年6月に催事を活用して聴覚障害者の方にアンケートを実施したところ、8割近くが番組を「知っている」と回答し、「見ている」との回答が6割を超えた。</p> <p>今後とも、関係団体や県立聴覚障害者センター等と連携して、引き続きニーズを把握し、より効果的な事業実施に努める。</p> <p>&lt;アンケート結果&gt; 回答件数 74件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番組を知っていると回答 : 56件 (76%)</li> <li>・見ていると回答 : 46件 (62%)</li> <li>・分かりやすいと回答 : 34件 (見ていると回答した方のうち74%)</li> <li>・放送内容の希望: 手話講座、ろうあ活動の内容、現在のままを希望 等</li> <li>・他意見: 見損ねてもインターネットで見られるので助かる 等</li> </ul>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(12・13) 防災ヘリコプター運航委託（金額の妥当性）について（意見）</p> <p>燃料費については、当初契約時に設定した燃料単価に、毎月の実績使用量に乗じて受託者へ精算しているが、月々の燃料単価や使用量にバラつきがあるため、使用量だけではなく燃料単価についても実績で精算すべきである。</p> <p>操縦士・整備士等の人件費については、同業他社と比較したうえで検証すべきである。また、施設費用については、受託者から報告されている他のヘリポートとの比較をもとに検証しているのみであるので、その裏付けを確認したうえで、妥当性を判断すべきである。</p>	<p>燃料費については、平成30年度から、燃料単価についても実績を反映できるよう、過去3か月の平均単価をもって、毎月の燃料費を精算するよう改善し、契約書および仕様書に明記した。</p> <p>操縦士・整備士の人件費については、平成30年度に他の民間会社に委託している県の状況を調査したところ、概ね同水準であった。</p> <p>また、施設費用の賃料については、他のヘリポートでの格納庫入居募集をしている事例や本県と同様に民間の施設等を賃借している他県の事例を確認し、委託金額は妥当と判断した。</p>
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(14) 防災ヘリコプター運航委託（管理費の根拠の明確化）について（意見）</p> <p>地下タンク使用及び管理費、給油管理費は現場における品質管理や点検等にかかる経費が計上されているとのことであるが、その内訳や実績金額は明確ではなかったため、受託者に地下タンク使用及び管理費、給油管理費と営業経費（管理費）15%部分についてのより詳細な説明や実績を求めるとともに、必要に応じ、その積算方法についての見直しを検討すべきである。</p>	<p>「地下タンク使用及び管理費」および「給油管理費」について、受託業者に対し、ただちに、その内容、金額の明細を求めたところ、「地下タンク使用及び管理費」は、地下タンク設備償却費、燃料品質点検費、水分検査費、フィルター部品交換費など、また、「給油管理費」は、燃料の給油に必要な危険物取扱免許の有資格者を配置する経費であり、営業経費と併せて、いずれも必要な経費と判断した。</p> <p>今後とも、積算内容が明確になるよう必要な検証を行う。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(15) 消防統計電子計算処理業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>国の委託先と同一であっても、県として金額や業務の詳細についてモニタリングすることは必要である。今後は見積書や請求書の内訳を入手した上で委託金額の適正性を検討し、積算に反映させるべきである。</p>	<p>平成30年度からは、見積書および請求書において、単価や項目内訳を明確にするよう求め、委託金額の適正性について検討を行うとともに、積算に反映させている。</p>
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(16) LPガス保安対策事業委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>積算時と精算時の経費の内訳が大きく乖離していることから、諸経費にかかる項目を整理・明確化して設計するとともに、実績検証を適切に実施すべきである。</p>	<p>平成30年度からは、設計書において、過去の実績を踏まえ、積算時の諸経費項目を整理するとともに、精算時には項目ごとに実績検証を行っている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(17) 滋賀県危機管理センター階段通路誘導灯交換業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>階段通路誘導灯等の物品代が委託金額の7割以上を占めているが、これらの項目の単価について、同業他社の単価実績等も比較・検討したうえで、委託金額の妥当性を慎重に判断すべきである。</p>	<p>当該業務委託は、消耗品の交換を行ったものであり、危機管理センター新築電気設備（電力）工事請負契約において設定された2年間の瑕疵担保期間において電気設備の管理を一体的に行うため、施工業者と随意契約したものである。</p> <p>今後同様の業務を行う際には、一般競争入札もしくは、オープンカウンタにより契約することとする。</p>
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(18) 給排水設備保守点検業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>当該保守点検業務に係る費用は、作業員の作業時間と単価、諸経費に分解できると考えられるが、県の積算書や受託業者からの完了報告書・請求書からは、その情報が得られない。</p> <p>実績工数把握等により積算工数と比較・分析を行い、その結果を翌年度以降の積算に反映させることなど、契約金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>当該給排水設備は、防災井戸のろ過装置、中水処理設備、緊急貯留槽などからなる特殊な水処理設備であるため、危機管理センター竣工後初の保守点検となる平成28年度は、受託者の見積りを参考に積算を行った。</p> <p>平成29年度以降は、作業実績（作業工程・人数）に基づく工数を用いて積算を行っている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(20) 原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託（契約と業務内容の整合性）について（指摘）</p> <p>契約書には訓練の際に業者の立会が明記されており、立会に係る人件費等が100万円程含まれている。県は、代替として訓練実施の前日付近に点検を行うことで、訓練時の運用に支障が無いようにしているとのことだが、契約書の内容と整合が取れず、契約変更を行っていないため支出の根拠が不透明となっている。</p> <p>今後は、契約書と実際の業務内容を整合させ、支出の根拠を明確にすべきである。</p>	<p>平成29年度は、平成30年1月31日および2月1日に実施した訓練時（本部事務局運営訓練および緊急時モニタリング訓練）に立会を求め、契約書に記載のとおり業務を実施した。</p> <p>また、平成30年7月1日に契約締結した「滋賀県原子力防災ネットワークシステム設置等業務委託および保守点検等業務委託」の中でも訓練時に立会を求めることにしており、今後も契約書に記載のとおり業務を実施する。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(19・21) 原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託（契約形態の移行検討と業務完了報告書の様式）について（意見）</p> <p>当該システムは一般的なシステムとは異なる部分もあるが、国内唯一の特殊なものとはいえないため、特殊性のある部分とそれ以外を切り分けた上で業者の選定を行うなどの工夫をしたり、本システムの設置および運用等業務を一式で長期的なコストを勘案した契約形態に選択するなど、より競争性の働く契約形態への移行を検討すべきである。</p> <p>また、業務完了報告書について、仕様書に明示された様式で受領する定めになっているにもかかわらず、先方の様式で受領していた。先方の様式であっても実質的に記載項目はおおむね網羅されていたものの、今後は仕様書に明示された様式で受領することを徹底すべきである。</p>	<p>平成30年度の当該ネットワーク設備の全更新の際に、システムの設置等業務と、保守・運用支援業務をあわせて、一般競争入札により執行した。</p> <p>また、業務完了報告書については、平成29年度以降、仕様書で明示した様式で受領するよう是正している。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 国際課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(110) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託（競争性が確保できる契約形態の検討）について（意見）</p> <p>県はセンターの管理運営にあたり、設立時からの経緯を知悉している等の理由により、随意契約を締結している。</p> <p>当該委託料の約8割は施設の維持管理費用が占めていることから、競争性が確保できる契約形態への移行を検討すべきである。</p>	<p>ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託には、同センター運営推進業務とセンター施設管理業務がある。施設管理については、ミシガン州の大学生が生活する施設を管理するという特殊性があり、異文化理解やLGBTへの配慮等が求められる。ミシガン州の大学生に安心した生活を送っていただくため、高い国際感覚を持った滋賀県国際協会への随意契約により一体的に業務を委託している。しかし、その委託業務において、施設の維持管理に係るものと、その他の各種事業運営に係るものとを整理のうえ、再委託する施設の維持管理に係るものについては、入居しているミシガン州からの大学生の生活に支障をきたさないよう十分に配慮しつつ、より競争性が確保できる契約形態となるよう、滋賀県国際協会に指名競争入札の業者数にかかる指導を行い、その結果、業者数を4者から13者に増やす等、競争性を高めた。</p>
	<p>(111) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託（詳細な事業計画書の提出およびモニタリングの実施）について（意見）</p> <p>詳細な事業計画書がなければ、実績報告書に記載されている数値のモニタリングおよび計画との乖離の分析を行うことができない。</p> <p>受託者に対し、詳細な事業計画書の提出を求め、モニタリングを実施すべきである。</p>	<p>受託者から、事業計画書の提出を求め、これに基づき、英語プログラム参加者数等のモニタリングを実施した。その状況を精査し、適切な受講者数の設定、県内大学生の国内留学事業への参加の推進等、改善に向けた検討を行った。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 国際課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(112) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託（再委託先等も含めた履行体制の報告）について（意見）</p> <p>再委託の承認手続は、県が再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。</p> <p>実績報告書で再委託の実績金額が報告されているが、再委託先名や再委託先の選定方法は実績報告の段階においても県に報告されていなかった。</p> <p>受託者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について報告するよう指導すべきである。</p>	<p>受託者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について県に報告するよう指導し、平成29年度の実績報告から改善した。平成30年度からは再委託にかかる書面提出を求め、承諾する手続を行っている。</p>
	<p>(113) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託（事業報告書の日付）について（意見）</p> <p>県が、適時・適切に委託業務が受託者によって適切に実施されていることを検証したことを事後的にも確認できるようにするため、実績報告書の日付を実際に提出した日付とするよう受託者に指導すべきである。</p>	<p>受託者に対し、実績報告書を適切な日付で提出するよう指導した。</p>
	<p>(114) ミシガン州立大学連合日本センター管理運営委託（委託料実績の検証）について（意見）</p> <p>過去の支出金額の検証は、翌年度の委託金額の妥当性を検証する観点から重要である。</p> <p>証拠書類との突合等の实地調査により、委託料実績を適切に検証したうえで、精算を行うべきである。</p>	<p>ミシガン州立大学連合日本センターにおいて实地調査を行い、委託業務の実績検証を適切に実施して精算を行った。</p>

平成 29 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 県民活動生活課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(42) 滋賀県地価調査等業務委託（契約金額の妥当性の検証）について（意見）                      随意契約によっていることから競争性が働かないため、地価調査鑑定評価業務の鑑定評価料については、他事例における単価と比較分析すること、地価調査等集計分析業務については、同種業務に対する事例調査等を踏まえた単価および工数の検証に努めることなどにより、県として金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>地価調査鑑定評価業務の鑑定評価料については、毎年度、国の地価公示で用いられている鑑定評価料や、近畿各府県が採用している鑑定評価料の情報収集に努めており、今後ともこれらの情報を基に、適正な金額による契約締結に努めていくこととした。                      地価調査等集計分析業務については、他府県における同種業務の実績も踏まえ、平成31年度から委託によらず直営で行うこととした。</p>
	<p>(43) 県民交流センター施設整備委託（大型修繕の実施主体）について（意見）                      県と指定管理者との協定では、県が指定管理者に修繕等を委託させることが認められていないわけではないが、県の管理監督責任を果たすことが困難になる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等によって、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。</p>	<p>当該施設整備委託業務は、当センターを開館しつつ、各利用者との調整を図りながら、施工管理を行う必要があることから、指定管理業務と一体で実施することが適当として、指定管理者に委託したものである。今後は、原則として県による執行を行うこととする。</p>
	<p>(44) 県民交流センター施設整備委託（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）                      県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項は存在していなかったが、県によると、指定管理における基本協定に再委託の条項を記載しているため、県と受託者の委託契約書には記載していないとのことである。しかしながら、当該契約は指定管理とは別契約であるため、再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。</p>	<p>平成29年度の契約から再委託に関する条項を契約書に記載し、適切な取扱いに改めた。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(57) 滋賀県自治体情報セキュリティクラウド整備業務委託（再委託金額の把握）について（意見）</p> <p>再委託金額は再委託の業務量を定量的に把握するための一つの指標となるものであり、再委託の妥当性を判断するうえで重要なものであると考えられるため、今後、再委託先業者や再委託業務内容のみならず、再委託金額についても把握し、総合的な観点から再委託の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>平成29年度本包括外部監査報告の総論において、「再委託を承諾する際には委託内容、その範囲、金額等を総合的に勘案し、再委託の妥当性を十分に検証することが必要であり、県としての一定の指針を設定すべき」と指摘されていることから、今後担当部局（会計管理局）から示される内容に従い適切に対応するとしたところである。</p> <p>上記を受け、会計管理局より平成31年2月に通知された内容に従い、再委託の承認申請書に再委託に係る契約金額等の記載を求める等の対応を行うこととした。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：行政経営企画室

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（総論）</p>	<p>(1) アウトソーシングの導入促進について（意見）</p> <p>アウトソーシングの導入の可否の判断に当たっては、関係法令の規定等を踏まえながら、明らかにアウトソーシングが不可能な案件などやむを得ない事情がある場合を除き、少なくとも導入コストや他府県事例の検証を必ず実施し、その上で滋賀県特有の事由を考慮すべきである。</p> <p>また、滋賀県の掲げるアウトソーシングの推進を実現するには、各部局の判断がもちろん重視されるべきではあるが、業務のアウトソーシングの可否の詳細な検討が不可欠であることから、上記の情報も把握したうえで、担当部局だけでなく客観的な立場から総務部も参加して検証し、これまで以上に深度ある検討を実施すべきである。</p>	<p>アウトソーシングについては、これまでから行政改革の取組の一環として積極的に推進してきたものであり、平成27年度には、他の自治体における取組等を参考に、総務部から、トータルコストの抑制を含む6つの検討の視点や、調査項目を示したうえで、各部局において、実施の検討を行った。</p> <p>行政経営方針2019（平成31年3月策定）においては、包括外部監査で意見のあった業務に加え、他自治体における最近の事例も参考に導入可否等の検討を行うことを実施計画に位置付けた。</p> <p>今後、関係部局においてコストの比較を含めて調査・検証を行い、総務部も客観的な立場で確認をしながら、アウトソーシングの導入可能性を改めて検討していく。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：行政経営企画室

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（総論）</p>	<p>(2) 委託契約事務の指針について（意見）</p> <p>アウトソーシングの検討にあたっては、事業の存続の可否、事業の実施主体、サービスの提供方法と、滋賀県に係る事業についての一貫した検討を実施する必要がある。</p> <p>国や県の施策においても、民間へのアウトソーシングを強く推進しており、今後、その割合はますます増加していくものと考えられる。今後も、アウトソーシングの導入拡大に向け、具体的な手続きや指針を策定するなどして総合的かつ継続的な検討を実施していくべきである。</p>	<p>アウトソーシングについては、県として実施する必要がある事業について、民間が持つノウハウや技術の活用、コストの縮減、一時的に集中する行政需要への対応等のため、(1)において示したとおり、これまでから行政改革の取組の一環として積極的に推進してきた。</p> <p>行政経営方針2019（平成31年3月策定）では、他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導入可否の検討を取組項目として位置づけており、他自治体における最近の事例を参考に、導入可能性のある業務を洗い出し、アウトソーシングをした場合のトータルコストや改善効果等をもとに、アウトソーシングの導入可否の検討を行っている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：行政経営企画室

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>「委託契約に関する財務事務の執行について（総論）」</p>	<p>(7) 県による指定管理者の適切なモニタリングの実施について（指摘）</p> <p>県による指定管理者のモニタリングについて検証したところ、担当所管課がモニタリング結果を記載すべき欄がすべて白紙であった事例や、指定管理者から再委託の報告を受けていない事例が見られた。また、実地調査による管理料実績の正確性や網羅性を検証していない事例もあった。</p> <p>県は、「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン（平成29年3月改正）」、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」等に基づいて、適切に指定管理者のモニタリングを実施すべきである。</p>	<p>「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」に基づくモニタリングの適正な実施を図るため、平成30年5月1日付けで全ての施設所管課へ通知を発出し、モニタリングの実施に係る留意点について周知徹底した。</p> <p>なお、モニタリングの実施状況について包括外部監査で指摘を受けた施設については、施設所管課が同マニュアルに定める事業報告書や月例報告書等の確認を適切に行っているか、平成30年12月に確認した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：行政経営企画室

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>「委託契約に関する財務事務の執行について（総論）」</p>	<p>(8)県の負担と責任において実施すべき県立施設の大型修繕について（意見）</p> <p>県の指定管理者制度においては、一定の基準額以上の大型修繕等について、原則として、県の負担と責任において実施するものとされているが、指定管理者と各業務実施業者と調整を図りながら施工管理する必要があること等を理由として、大型修繕を指定管理者に委託している事例が見られた。</p> <p>県の管理監督責任を果たすことが困難となる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、大型修繕等については、まずは県の直接関与のもと実施することを検討すべきである。</p> <p>また、仮に当該修繕等を指定管理者に委託する場合は、再委託に関する条項を契約書に記載すべきであるとともに、指定管理者の事務負担等に対して適切な対価の支払いを検討すべきである。</p>	<p>一定の基準額以上の大型修繕等については、県による執行を基本としており、県の説明責任を果たす観点からも、執行方法を十分に検討した上で決定するとともに、指定管理者に委託する場合は、「再委託における適正な契約の履行の確保について」（平成31年2月27日付け滋会計第142号会計管理局管理課長通知）に基づき適正に対応し、指定管理者の事務負担等に対して適切な対価の支払いを検討するよう施設所管課に周知した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：財 政 課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（総論）</p>	<p>(5) 委託の費用と効果の適切な検証について（意見）</p> <p>形式的な報告書を受領するに留まり、翌年度以降の契約に資するための委託の費用と効果の事後的な検証が十分に実施されていない案件が見られた。</p> <p>委託契約を締結する場合、事前の検討事項として見積書の入手、前年度実績を加味した価格の積算、契約形態の選択、委託する業務のノウハウの蓄積等を総合的に勘案し、委託業務及び委託業者を決定することが必要である。</p> <p>その後、委託先業者により業務が履行されたのち、当該業者から業務の実施報告を受け、事後的な検証として、実績工数の検証や執行された業務の評価等を検査・検証することにより、翌年度の計画につなげるというPDCAサイクルが存在すべきである。</p>	<p>委託料の執行に当たっては、過去の実績等を踏まえて、業務内容の精査や積算の見直しを行うよう、予算の執行通知に明記し、改めて全庁に周知徹底を図った。</p> <p>また、平成30年度に実施した収支改善の検討の中で、委託料等の費用対効果の検証を行い、その結果を翌年度の予算編成や事業計画に反映することにより、より効率的・効果的な事業執行につながるよう全庁で取り組んだ。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：総務課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(22) 警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。</p> <p>警備業務は毎年度、継続的に発生する業務であり、通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられ、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられるが、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられる。</p> <p>したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば総合評価方式の一般競争入札の検討を行うことや、長期継続契約、債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないかなど、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。</p> <p>なお、総務課では平成29年10月に機械警備を取り扱っている他業者から県公館等に警備機器を新規設置する場合の見積りを徴取し、単年度契約で9,072,000円、5年間の契約でも年間1,749,600円となり、現在の契約金額730,286円と比べ割高であることを確認している。</p>	<p>県公館等の警備業務委託について、平成30年度の契約に向けて、警備機器を新規に設置する場合の見積りを他の事業者から徴取するなど、より経済的な契約方法等について改めて検討したところ、現在の業者と既設の機器を前提に契約する方が有利であるため、引き続き同じ業者を相手方として、2年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>今後も契約更新時期には、最も経済的な契約方法について検討し適切に実施していくこととする。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：総務課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(23) エレベーター設備保守点検業務委託（一般競争入札への移行検討）について（意見）</p> <p>一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> <p>本業務は委託先会社の親会社である三菱電機（株）が設置した県庁舎のエレベーター設備計9台の保守点検を実施する業務であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結している。</p> <p>県は随意契約理由として、県庁舎のエレベーターは新館の設置後40年を経過するものから、最も新しい本館のものでも設置後22年が経過し、安全性の面からも受託者には、交換が必要な部品に関する寿命等の十分な知識・経験を有している必要があり、また、エレベーター運行管理のコンピュータ制御は製造業者が独自に開発したもので他者が適正に保守点検するのは難しいことから、製造業者系列の点検業者に、安全性を最優先に考えた部品交換を含む契約を行う必要がある、としているが、エレベーター設備の保守点検は他社が製造したのものも含めた保守点検を行っている業者はおり、また、エレベーター設備の保守点検業務を一般競争入札により契約している事例もあることから、委託先会社以外には本業務を行うことが不可能と言えるほどの特殊性はなく、他に代替しうる者がいないとまでは言い切れないと考えられ、随意契約理由に該当するとは考えられないため、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>当該業務については、平成29年度契約から一般競争入札を導入し、長期継続契約（2年間）を締結した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：総務課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(24) エレベーター設備保守点検業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討すべきである。</p> <p>県は、エレベーター設備の保守点検業務にかかる費用について、国土交通省大臣官房官庁営繕部が示す積算基準に準拠して積算している。</p> <p>ここで、エレベーター設備の保守点検業務にかかる費用は、作業員の作業時間と単価から算出される部分と発生した経費からなる諸経費部分に分解できると考えられるが、県の積算書ではこのような観点からの分析・検証は行えない。</p> <p>また、委託先会社から提出される業務完了報告書や請求書でも、このような情報は得られない。そのため、委託料の検証が行われていない状況では、契約金額が割高となってしまう可能性も十分に考えられる。</p> <p>長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、今後、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討すべきである。</p> <p>また、委託料総額を削減するためには、現有設備の保守点検を継続する場合の費用と、新たな設備を導入した場合のライフサイクルコストの比較検討をすべきである。</p> <p>現有設備の保守点検を継続する場合であっても、例えば債務負担行為による一定期間の契約とすることなど、契約方法についても検討すべきである。</p>	<p>当該業務については、平成29年度契約から一般競争入札を導入し、長期継続契約（2年間）を締結した。</p> <p>また、委託先会社から直接経費、業務管理費、一般管理費の内訳を徴取して県の積算内訳と比較するなど検証し、令和2年度の積算にその検証内容を反映することとする。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：総務課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(25) 冷温水発生機保守点検業務委託(点検表等の確認のサインの徹底) について（指摘）</p> <p>点検表及び報告書に対する確認のサインを徹底すべきである。</p> <p>本業務は合同庁舎に設置されている冷温水発生機の保守・整備業務である。</p> <p>当該業務に関して、点検表を閲覧したところ、日付・種類・対象が異なる点検にもかかわらず、全く同じサインの点検表が存在した。</p> <p>さらには、サインのない点検表が散見された。同種の点検についてはどれか一つにサインをしているため省略しているとのことであるが、点検の内容は同種とはいえ、実施場所は異なっている。</p> <p>それぞれ別個に報告書が発行されている趣旨及び委託の成果について確認した結果を明確にする観点からも、それぞれの点検表に確認のサインをすべきである。</p>	<p>委託の成果について確認した結果を明確にするため、それぞれの点検表および報告書への確認サインの記入が必須であることを委託業者とも共通認識し、点検や作業の終了時に確認のサインを徹底している。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：総務事務・厚生課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(26)職員会館運営管理等業務委託について（意見）</p> <p>本業務の具体的な内容を確認すると、特殊な業務ではなく、他の業者でも実施可能と考えられる。随意契約理由で効率的に業務を行えることやニーズに合った業務運営が可能である旨の理由を挙げているが、本業務の内容を勘案すると、随意契約の要件である「他に代替しうる者がいない」とは言えず、随意契約理由には該当しない。したがって、契約方法の原則である一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>当該業務については、平成31年度から一般競争入札を導入し契約を締結した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：税 政 課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(27) 電算システム維持管理委託（実績作業時間の検証等）について（意見）</p> <p>契約金額の積算根拠となる作業時間の検証方法として、委託先から業務内容の報告書を受領し、実績管理として稼働時間、実行ジョブ数、印刷実行数などを全体として把握しているものの、磁気テープの搬入等の各作業の実績作業時間の報告は受けていない。</p> <p>実績作業時間の検証を実施するとともに、積算時間の見直しをすべきである。</p>	<p>当該委託契約は既に終了しているものであるため、意見を踏まえて、現在契約期間中の電算システム維持管理委託について、契約金額の積算根拠となった作業時間と実績作業時間を比較し、その作業時間の妥当性を確認して、積算時間の算定等について適切に対応していく。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：市 町 振 興 課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(28) 滋賀移住促進情報発信事業（ふるさと回帰支援センター個別相談会）（適切な積算の実施）について（意見）</p> <p>積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではない。</p> <p>積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。</p>	<p>平成30年度の滋賀移住促進情報発信事業（移住相談会）より、積算前の段階から相手方と十分に協議を行い、仕様書や必要となる経費について十分に精査したうえで、契約を行うよう改善したところであり、平成31年度も引き続き精査に努める。</p>
	<p>(29) 滋賀移住促進情報発信事業（ふるさと回帰支援センター個別相談会）（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を検討していくことが必要であるが、委託効果の検証が不十分である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>従来より事業の実施にあたっては、参加者にアンケート調査を行い、相談会の開催効果の検証や次回以降により魅力のあるテーマで開催できるよう工夫をしてきたところであるが、平成29年度途中よりアンケート記名欄を選択式から必須項目に変更し、後日にフォローができるよう工夫を行った。</p> <p>また、平成29年7月にふるさと回帰支援センター委託により設置した「しがI J U相談センター」の相談員が相談会参加者にアプローチを行うことにより、一層効果が高まるよう改善を行った。</p> <p>引き続き効果的に事業が実施できるよう、今年度もこれらの取り組みを継続する。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：市 町 振 興 課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(30) 滋賀移住促進情報発信事業（出張移住相談会）（適切な積算の実施）について（意見）</p> <p>積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではない。</p> <p>積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。</p>	<p>本事業については、類似事業との整理を行ったため、平成28年度で廃止した。</p>
	<p>(31) 滋賀移住促進情報発信事業（出張移住相談会）（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を検討していくことが必要であるが、委託効果の検証が不十分である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業については、類似事業との整理を行ったため、平成28年度で廃止した。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：市 町 振 興 課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(32) 田舎暮らしバスツアー開催事業委託（適切な積算の実施）について（意見）</p> <p>積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではない。</p> <p>積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。</p>	<p>本事業については、市町との役割分担を踏まえ、平成28年度で廃止した。</p>
	<p>(33) 田舎暮らしバスツアー開催事業委託（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を検討していくことが必要であるが、委託効果の検証が不十分である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業については、市町との役割分担を踏まえ、平成28年度で廃止した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：市 町 振 興 課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(34) 滋賀移住促進情報発信事業（滋賀暮らしセミナー）（適切な積算の実施）について（意見）</p> <p>積算は具体的な委託業務に基づき算定されるものであり、業務内容が決定する前に概算で算定することは適切ではない。</p> <p>積算を適切に実施したうえで、委託金額を決定すべきである。</p>	<p>本事業については、市町と連携した新たな取組の検討を行うため、平成30年度で廃止した。</p>
	<p>(35) 滋賀移住促進情報発信事業（滋賀暮らしセミナー）（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を検討していくことが必要であるが、委託効果の検証が不十分である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業については、市町と連携した新たな取組の検討を行うため、平成30年度で廃止した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：事 業 課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(36) 実況放映業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>(39) 無停電電源装置保守点検業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>長期間随意契約が継続していることにより、必要以上に高額な委託料といった競争が働かないことによる弊害が生じる可能性がある。</p> <p>競争性が働かないことによるリスクを低減させるためにも県として契約金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>(36) 実況放映業務委託</p> <p>従来から機器費については、業者から詳細な明細書を徴取し、累計支払額が購入金額を超過していないことを確認するとともに、メーカー耐用年数を超えても使用できるものについては更新を見合わせ、経費の節減に努めてきたところである。</p> <p>また、その他の経費については、他ボートレース場の事例を調査するなど、契約金額の妥当性を検証した。</p> <p>(39) 無停電電源装置保守点検業務委託</p> <p>当該業務に係る経費について、同種業務を委託している他施設の事例を調査して、契約金額の妥当性を検証した。</p>
	<p>(37) ドリンクコーナー維持管理委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>随意契約であっても競争性を確保するため、2者以上から見積書を徴取し契約金額との比較検討を行うなど、契約金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>これまでからドリンクコーナーの提供方式については検討をしてきたところであり、平成30年度からは、メンテナンスを含めた機器のレンタルにより給茶機を設置することとし、レンタル機器の導入にあたっては、競争性を確保するため一般競争入札を実施した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名：事 業 課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(38) 情報誌等制作委託（一般競争入札への移行の検討）について（意見）</p> <p>ポートレースの情報誌を発行している業者は他にもおり、「特殊」で「他に代替しうる者がいない」業務とまでは言えないと考えられることから、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>類似事業との整理を行い、平成30年度に発刊を取りやめた。</p>
	<p>(40) 機械警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>機械警備は通常、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことになると考えられるが、業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられ、全体として委託料が割高となってしまう恐れがあるため、長期的な経費削減の観点から、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。</p>	<p>機械警備機器の更新費用および更新後の業務に係る費用について検討した結果、現在の経費を上回る見込みであることから、当面現在の機器を継続して使用するが、契約方法については、平成31年度から長期継続契約に見直した。</p>
	<p>(41) 監視カメラ保守管理業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、他社からの見積書が入手できない場合であっても、今後標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検証すべきである。</p> <p>現有設備の保守点検を継続する場合の費用と、新たな設備を導入した場合の導入費用および保守点検、修繕等のライフサイクルコスト全体を含めた費用との比較検討を実施すべきである。</p>	<p>当該業務については、計画的に設備の見直しを進めており、令和3年度から一般競争入札および長期継続契約に移行する予定である。</p> <p>なお、競争入札に移行するまでの契約については、監視カメラを設置している同規模の他ポートレース場の契約状況を調査して、当該契約金額の妥当性を検証した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化芸術振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(45) 文化産業交流会館長寿命化等推進整備委託（大型修繕の実施主体）について（意見）</p> <p>(47) びわ湖ホール長寿命化等推進事業委託（大型修繕の実施主体）について（意見）</p> <p>(50) びわ湖ホール施設整備委託（ロープ）（大型修繕の実施主体）について（意見）</p> <p>(53) びわ湖ホール施設整備委託（カメラ）（大型修繕の実施主体）について（意見）</p> <p>県と指定管理者との協定では、県が指定管理者に修繕等を委託させることが認められていないわけではないが、県の管理監督責任を果たすことが困難になる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等によって、直接、県の負担と責任において実施することを検討すべきである。</p>	<p>滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の管理運営に関する協定（基本協定）において、管理業務と一体として実施することが適当と認められる改修は指定管理者に実施させることができると規定している。</p> <p>開館しながらの施設改修は、公演のほか各種業務との調整が複雑であることなどから、指定管理者以外の実施は困難であり、当該規定に該当すると判断して委託しているものである。</p> <p>今後とも、大規模修繕については、個別の工事内容を関係課と相談・協議し、県での執行を含め十分検討した上で、施工場所や作業期間が限定的で、ホールの運営に影響が小さいなどの場合にあっては県施工とするなど、適切に執行方法を決定する。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化芸術振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(46) 文化産業交流会館長寿命化等推進整備委託（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）</p> <p>(49) びわ湖ホール長寿命化等推進事業委託（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）</p> <p>(52) びわ湖ホール施設整備委託（ローブ）（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）</p> <p>(55) びわ湖ホール施設整備委託（カメラ）（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）</p> <p>県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項は存在していなかったが、県によると、指定管理における基本協定に再委託の条項を記載しているため、県と受託者の委託契約書に記載していないとのことである。しかしながら、当該契約は指定管理とは別契約であるため、再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。</p>	<p>平成30年度の契約から再委託に関する条項を契約書に記載し、適切な取扱いに改めた。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化芸術振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(48) びわ湖ホール長寿命化等推進事業委託(受託者への事務対価の支払い)について（意見）</p> <p>(51) びわ湖ホール施設整備委託（ロープ）（受託者への事務対価の支払い）について（意見）</p> <p>(54) びわ湖ホール施設整備委託（カメラ）（受託者への事務対価の支払い）について（意見）</p> <p>受託者である指定管理者は、積算、入札手続を含め施工管理を実施しているが、事務手数料を得ておらず、実質的に受託者が当該経費を全額負担していることとなっている。業務に対する適切な事務対価として、委託者である県は施工管理に関する事務手数料の支払いを検討すべきである。</p>	<p>大規模修繕は指定管理業務には含まれておらず別契約としており、施工管理業務等に伴う事務が新たに発生しているため、平成30年度からは事務対価を支払っている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化芸術振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(56) 外国語版アール・ブリュットガイドブック制作委託（予算要求時の積算の精度等）について（意見）</p> <p>予算要求時から仕様が大幅に変更されている状況下では、予算要求時の積算の精度が高かったとは言えず、仮に仕様を変更しなければならない場合には、その変更過程を明確にしておくべきである。また、仕様変更後の積算書を作成し、積算の妥当性を検証した結果を明確にすべきである。</p>	<p>外国語版アール・ブリュットガイドブックの制作過程において、業務の内容を調査・検討した結果、執行時に翻訳以外にデザイン・レイアウトの変更が必要であることが判明し、印刷部数を調整したものである。</p> <p>今後、同様の業務があった時は、予算編成時の積算精度が上がるようさらに情報収集・精査に努めるとともに、執行時に仕様変更があった場合には、根拠となる資料を収集して積算書を作成し、積算の妥当性が明確になるよう努める。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(58) 空気調和設備用自動制御機器保守点検業務委託（一般競争入札への移行の検討）について（意見）</p> <p>(61) 冷温水発生機保守点検業務委託（一般競争入札への移行の検討）について（意見）</p> <p>委託先会社以外には本業務を行うことが不可能と言えるほどの特殊性はなく、他に代替しうる者がいないとまでは言い切れないと考えられる。</p> <p>現在、改修整備のため長期休館中であり当該業務は実施していないが、リニューアルオープンに向けて一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>当該機器は、大規模建築物等で使用する特殊な重電機器であるため、機器ごとにメーカー一個々の設計仕様がある。メンテナンスに関してもメーカー独自の技術や専門知識を要することから、実質上メーカーおよび直営メンテナンス会社以外には対応できず他社では代替できないと判断し、保守点検業務について随意契約を締結していた。</p> <p>県庁舎において一般競争入札へ移行している事例もあることから、今後は、同業他社に参入機会を与え、競争性を十分に働かせるため、再開館に向けて一般競争入札への移行を検討する。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(59) 空気調和設備用自動制御機器保守点検業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>(62) 冷温水発生機保守点検業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要があるため、リニューアルオープンに向けて、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、機器の保守契約でも一般競争入札への移行を検討するなど、契約の相手方や契約方法についても検討が求められる。</p>	<p>再開館に向けて、導入後に保守点検が必要なものに関するライフサイクルコストを考慮した調達方法等についての今後の全庁的な方針検討を見極めつつ、当該機器の保守点検業務については、委託料の削減を図るために、一般競争入札への移行を検討する。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(60) 館内生物相調査業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>当該業務は、美術品や関連資料に対する生物の悪影響に対応するため、基礎的なデータを集め、分析をするものであり、調査の継続性という観点で、随意契約とならざるを得ない部分もあるが、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、特に委託料の妥当性については、同業他社の単価実績等も比較・検討したうえで、委託金額の妥当性を判断すべきである。</p>	<p>平成29年度から施設の改修整備に向けて美術品類を施設外に保管しており、平成30年度からは当該業務の仕様を見直したことに合わせて、公募型見積り合わせ（オープンカウンタ）による業者選定に移行した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(63) 自動ドア保守点検業務委託（2者以上から見積徴取）について（意見）</p> <p>委託先会社以外には本業務を行うことが不可能と言えるほどの特殊性はなく、他に代替しうる者がいないとまでは言い切れないと考えられる。</p> <p>現在、改修整備のため長期休館中であり当該業務は実施していないが、リニューアルオープンに向けて2者以上からの見積徴取について検討すべきである。</p>	<p>自動ドアは精密機器であるため、メーカー個々に設計仕様が異なり、メンテナンスに関しても独自技術や専門知識を要することから、メーカー以外の者で代替することができないと判断し、1者見積としていた。</p> <p>県庁舎において一般競争入札へ移行している事例もあることから、今後は、同業他社に参入機会を与え、競争性を十分に働かせるため、再開館に向けて2者以上からの見積徴取を検討する。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(64) 自動ドア保守点検業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要があるため、リニューアルオープンに向けて、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、機器の保守契約でも契約の相手方や契約方法についても検討が求められる。</p>	<p>再開館に向けて、導入後に保守点検が必要なものに関するライフサイクルコストを考慮した調達方法等についての今後の全庁的な方針検討を見極めつつ、当該機器の保守点検業務については、委託料の削減を図るために2者以上からの見積徴取を検討する。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(65) 美術品等輸送等業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>当該業務は、出品者より受託者の限定がなされており、随意契約とならざるを得ない部分もあるが、美術品輸送等自体は、同業他社でも行っているため、競争性が働いていない以上、同業他社の単価実績等も比較・検討した結果を明確にしたうえで、委託金額の妥当性を判断すべきである。</p>	<p>美術品等の輸送については、平成30年度からは事前に複数業者から業務単価の参考見積を徴取して適正な価格水準を把握しており、業務内容によってやむを得ず随意契約を締結する場合であっても、委託金額の妥当性を判断できるようにしている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(66) 企画展ポスター等デザイン業務委託（予算要求時の積算根拠の明確化）について（意見）</p> <p>予算額と委託業者からの見積書に乖離がみられたため、予算額の内訳について確認したところ、予算額は口頭により確認したのみとのことであったが、担当者による口頭だけの確認で予算額を算定するのではなく、その根拠を明確にすべきである。</p>	<p>平成31年度予算からは、予算要求時の積算資料として、業者からの参考見積をとる場合は、書面で徴取している。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(67) 物品販売業務委託（県の関与強化）について（意見）</p> <p>県は、受託業者に対し、販売数量と代金が記載されている販売明細以外についても、物品の適切な管理や販売に関する有用な情報を受けられるよう、適切な報告を受ける仕組みを整備・運用し、県の関与を強化すべきである。</p>	<p>平成29年度からの休館に伴い、対面販売からインターネットを活用した物品販売に移行している。</p> <p>平成30年度からは、業務委託契約の仕様書に基づき、受託者から販売物品の在庫管理について定期的な報告を求めることとしており、有用な情報を把握し、物品の適切な管理や販売に努めている。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(68) 物品販売業務委託（ミュージアム・ショップの運営方法の検討）について（意見）</p> <p>ミュージアム・ショップの運営は、県の情報発信目的も兼ねており、単に収益を獲得するだけのものではないが、本来、販売収入で関連する支出を賄うことが望ましいのは言うまでもなく、継続的な赤字の状態を解消するべく、具体的な方策(来場者人数、売れ筋商品の分析等)を検証したうえで、県と受託者が一体となって、改善策を実行し、販売手法ひいては、ミュージアム・ショップのあり方自体について検討していくことが必要である。</p>	<p>平成30年度から新たに現在のインターネットによる物品販売の売上増加につながる効果的な広報の充実等に取り組んでいる。なお、再開館に向けて、美術館のアメニティ機能として、ミュージアム・ショップのあり方自体も検討する。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(69) 展示デザインおよび展示工作物製作業務委託（積算根拠の明確化）について（意見）</p> <p>積算が適切に設定されていない場合、契約金額が著しく高額となってしまう可能性があり、適正な契約を行うための基準となるものであるため、その妥当性を検証するためにも積算の根拠について明確にすべきである。</p>	<p>平成30年度から予定価格算出の参考となる設計書作成にあたっては、積算項目を細分化して積算の根拠を明確にしている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(70) 展示デザインおよび展示工作物製作業務委託（再委託先の報告）について（指摘）</p> <p>受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、受託者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告した上で、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許されるところと判断し、承諾した場合のみ許されるところと判断される。実際にも、その旨は委託契約書第3条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。しかしながら、電気工事等について、再委託を実施しているにもかかわらず、県に報告されていなかった。県は、受託者に対し、再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告するよう指導すべきである。</p>	<p>平成30年度から委託契約の中で、やむを得ず受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、契約締結時に受託者に対して、速やかに書面で申請し、県の承諾を得るよう徹底している。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名           下水道課          

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(71) 淡海環境プラザ管理運営業務委託について（意見）</p> <p>本業務は、淡海環境プラザの維持管理業務および施設運営業務であり、随意契約を締結しているが、競争性が働かないことによるリスクを低減させるためにも、実績金額の妥当性を検証することは求められるところであるが、現地による検証は十分に実施できていなかった。</p> <p>県は、現地調査によって委託料実績を検証したうえで、精算を実施すべきである。</p>	<p>従来から、水質監視業務、広報誌の編集発行業務、普及啓発イベント業務、技術講習会開催業務等の主な業務については、県職員も参加・協力しており、その都度履行状況と妥当性の確認を行っている。</p> <p>平成29年度からは、精算に際して現地に赴き、各業務に要した消耗品伝票等の証拠書類との突合を行うよう改善した。</p> <p>平成30年度においても現地に赴き、消耗品伝票等と精算額の突合を行うとともに、修繕を行った箇所を確認するなど、委託業務が確実に実施されていることを検証した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(72)近江富士花緑公園管理委託（モニタリング結果の記載）について（指摘）</p> <p>指定管理者からの報告に対して報告様式の所管課記載欄が白紙となっており、県が指定管理者による管理業務を適切に検証しているか否かを確認できなかった。</p> <p>県による指定管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。</p>	<p>指定管理者による管理業務を適切にモニタリングし、その結果を指定管理者報告書類に記載した。</p> <p>また、平成30年12月には行政経営企画室によるモニタリングの実施状況の確認を受けており、今後も指定管理者制度の趣旨を踏まえながら、適切な事務の執行に努める。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(73)近江富士花緑公園管理委託（管理料実績の検証）について（意見）</p> <p>管理料について、指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出の正確性や網羅性について、県による証拠書類との突合等は実施されていなかった。</p> <p>県による実地調査により、管理料実績の正確性や網羅性を検証すべきである。</p>	<p>指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出については、帳簿と伝票との突合を抽出により確認していたが、記録を残していなかった。</p> <p>平成29年度から、滋賀県指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、現地を2回確認するとともに、正確性や網羅性を担保するため、指定管理者の元帳の収入、支出のすべての科目の合計金額について、県に提出された収支報告書と整合しているか突合し、もれなく確認した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(74)近江富士花緑公園管理委託（実績報告書の提出日の記載）について（指摘）</p> <p>毎年度終了後、30日以内に事業報告書を作成し、県に提出することとなっているが、日付の記載がなく、県側の受付印もなかったため提出日が確認できなかった。</p> <p>指定管理者からの事業報告書の提出日を記載するよう県は指導すべきである。</p>	<p>指定管理者に対して、指摘のあった日付の記載はもとより、適正な事業報告書の作成、関係書類の整理等を行うよう改めて徹底した。</p> <p>また、県においても、提出された事業報告書の適正な確認を行った。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(75) 林業普及センターおよび森林実習館警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>導入段階では一般競争入札により業者を決定していたとしても、導入後の業務について随意契約している状況では、全体として委託料が割高となってしまう恐れがある。</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。</p>	<p>委託業者を変更することになった場合、新たな機器設置および撤去経費が必要となるため、これまでより委託料が増加することが見込まれることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）として随意契約としている。</p> <p>なお、平成30年度から、経済性・合理性をふまえて契約方法について検討し、単年度契約から長期継続契約に変更した。引き続き、適切な契約事務に努める。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 自然環境保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(76)彦根市宇曾川外来水生植物機会駆除作業委託(金額の妥当性の確認)について(意見)</p> <p>本業務は、1者しか持たない技術を用いて駆除を実施するため、随意契約および1者見積もりであることから競争性が働かないことによる割高な委託料となるリスクがあるが、契約金額の妥当性について、具体的な検証は実施されていない。実績金額の内訳を検証することは当事業年度の予定価格の基礎となる積算の妥当性を検証するうえで重要であり、また、他社からの見積書が入手できない場合であっても、契約金額の妥当性を検証することは必要であると考えられるため、実績報告において積算と実績を比較できる資料の提出を委託先から収集するよう努めるとともに、契約金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>本事業については、外来水生植物の機械除去作業を行うものであり、1者しか持たない技術を用いた業務であることから競争入札に適さず、随意契約したものであるが、意見を踏まえ、積算と実績ができる限り比較できるよう、平成30年度の業務から業務完了の際に契約先から経費精算書等の資料を徴取し、契約金額の妥当性を検証している。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 自然環境保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(77) 指定管理鳥獣捕獲等事業業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>プロポーザル方式に用いられる予定価格の基礎となる積算にあたって1社から見積書を入手したうえで実施しているが、複数者からの見積書を入手していなかった。</p> <p>また、業務完了報告書において積算と比較できるに足る詳細な報告を受けておらず、実績金額の妥当性の検証が行われていなかった。</p> <p>契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から実績検証を行うことは重要であり、委託先から積算の基礎となった内訳と実績をできる限り比較できるような情報を入手し、実績検証を実施すべきである。また、予定価格の基礎となる積算を行う際には、複数の見積書を入手することを検討すべきである。</p>	<p>本事業については、捕獲が進まない高標高域におけるニホンジカの捕獲および調査を内容とした業務であり、価格以外の要素を重視した業務であるためプロポーザルを採用しているものであるが、意見を踏まえ、積算と実績ができる限り比較できるよう、平成30年度の業務から業務完了の際に契約先から業務に係る出役日数や人員等の資料を徴取し、契約金額の妥当性を検証している。</p> <p>また、積算を行う際は複数の業者から見積書を入手するようにした。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 琵琶湖環境科学研究センター

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>個別監査結果について(琵琶湖環境部)</p>	<p>(78)湖沼水質保全計画の水質シミュレーション等業務委託(金額の妥当性の検証)(意見)</p> <p>当業務は委託先会社が過去に県の委託により開発・改良してきたモデルを用いて実施するものであり、当モデルのソースコードにかかる著作権は委託先会社等が有しているものであるが、実績工数の把握等により予定価格の積算工数と比較・分析を行うことや、直接人件費以外の項目に関する発生状況の確認等を行い、その結果を翌年度以降の予定価格に反映させていくことで、契約金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>直接人件費については、従来から前年度の各工程における実績人数や日数等を確認の上、分析を行った結果に基づき、必要となる人員および日数を求めて積算を行っている。また、旅費については、平成30年度から受託業者にヒアリングした結果に基づき、より適正な積算となるよう改善を図った。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(79) 水族資料収集・飼育管理業務委託（一般競争入札への移行検討）（意見）</p> <p>当該業務については、受託者が様々な魚類の生態にあわせた飼育管理能力や水族館の運営管理の実績を有することに加え、過去にバイカル湖の固有種を1年間展示した実績があり、これらの経験や知識、技術を有している国内唯一の事業者であるという理由により、1者による随意契約を締結している。しかしながら、平成28年度の包括外部監査結果報告書にも記載されている通り、バイカル湖の固有種に関する実績やこれらの経験や知識、技術を持ってのみ、長年の間、随意契約とすることは競争性や公平性の観点から適切ではなく、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>水族資料収集・飼育管理業務は、希少種の保護増殖活動やバイカル湖産の水生生物等の飼育など、高度で専門的な飼育技術が必要であること、また、他の博物館・水族館において当館と同様に水族飼育管理業務のみを委託している事例が他になかったことから、これまで1者による随意契約としてきた。しかし、バイカル湖の固有種の展示後約3年が経過し、飼育のノウハウが積み上げられてきたことや、近年、当館と同様の形態で運営される事例が他館にも見られるようになったことから、意見を踏まえ、契約方法について具体的な調査・検討を行ってきた。その結果、平成31年度からは一般競争入札に移行し、2年間の長期継続契約を行ったところである。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(80) 水族資料収集・飼育管理業務委託（委託料実績の適切な検証）（意見）</p> <p>当該委託業務は、長年の間、随意契約で行われており、競争性が働かないため、委託金額を決定する際、過去の実績を検証することは特に重要である。しかしながら、業務完了報告書の中には、当初の積算と実績が比較できる十分な情報はなかった。県は、当初の積算と実績が比較できるような情報を受託者に求め、実績検証を適切にしたうえで、翌年度以降の委託料の金額の積算を実施すべきである。</p>	<p>当該委託業務の積算における、飼育管理者等の単価については、開館当初は他館状況も確認し設定したが、館によって業務内容も異なることから、以後は、国土交通省や県の労務単価表、県の予算単価表等を参考としている。</p> <p>当委託業務は、希少種の保護増殖活動やバイカル湖産の水生生物等の飼育など、高度で専門的な飼育技術が必要であること、また、他の博物館・水族館において当館と同様に水族飼育管理業務のみを委託している事例が他になかったことから、これまで1者による随意契約としてきた。しかし、バイカル湖の固有種の展示後約3年が経過し、飼育のノウハウが積み上げられてきたことや、近年、当館と同様の形態で運営される事例が他館にも見られるようになったことから、意見を踏まえ、契約方法について具体的な調査・検討を行った結果、平成31年度からは一般競争入札に移行した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 琵琶湖博物館

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(81・82)屋外付帯施設管理業務委託（予定価格の正確な積算）（一般競争入札の未実施）（指摘）</p> <p>積算において、直接物品費および業務管理費の算出に当たり、人件費の一部に係数が掛けられていなかったため、積算総額が過少に算出されていた。これにより、本来あるべき積算額が100万円を超えることになるため、一般競争入札を実施すべきであった。</p>	<p>当該業務の積算に当たっては、表計算ソフト使用の際の誤りにより、総額を過小に算出していたものであり、以降は、他の契約案件も含め、このような誤りがないよう、複数人によるチェックを行うなど確認を徹底している。</p> <p>また、契約事務においては、適正に積算を行い、積算額に応じた契約形態で契約事務を執行している。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 医療福祉推進課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(83) 長寿社会福祉センター等管理事業委託（管理料の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>管理料の基礎となる支出の部における予算額と実績額の乖離がみられる場合には、その内容についての分析を十分に実施したうえで、管理料の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>管理料の妥当性については、現指定管理期間の実績の平均値以下を算定額とする等、県の統一的な指定管理料参考額の考え方に基づき検証し、次期管理料の算定につなげていくこととする。</p>
	<p>(84) 長寿社会福祉センター等管理事業委託（再委託先の報告）について（指摘）</p> <p>県は原則として、禁止している再委託を承諾するために、指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制等を報告するように指導すべきである。</p>	<p>指定管理者が再委託を実施せざるを得ない場合は、指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制等を報告するように指導を行うとともに、県において当該報告の内容について適正かどうか確認を行い、書面により再委託の承認を行うよう徹底した。</p>
	<p>(85) 長寿社会福祉センター等管理事業委託（モニタリング結果の記載）について（指摘）</p> <p>県によるマニュアルに定められた様式に基づいて、事後も指定管理者のモニタリング結果を確認できるように、適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。</p>	<p>指定管理者から指定管理業務の報告等に対して、県で適正か否か確認を行っていたが、確認欄への結果の記入ができていなかったため、記載するようにした。</p> <p>また、平成30年12月には行政経営企画室によるモニタリングの実施状況の確認を受けており、今後も指定管理者制度の趣旨を踏まえながら、適切な事務の執行に努める。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 障害福祉課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(86・92) 信楽学園およびむれやま荘指定管理委託（利用規模に応じたあり方の継続的なモニタリング）について（意見）</p> <p>施設の利用率が目標を下回っているが、職員配置数や指定管理料が一定であることから、利用規模に応じた職員配置やコスト構造自体の見直しを行い、計画に反映したうえで、モニタリングしていくべきであり、県と指定管理者で協議・連携しながら利用規模に応じたあり方を検証すべきである。</p>	<p>指定管理委託については、5年間の指定管理期間で職員配置や利用率などの条件を設定しており、指定管理期間中は原則その規模や指定管理料を維持するものとしている。</p> <p>このため、次の指定管理期間に向けて、職員配置や利用状況について、月例報告やモニタリングによる継続的な把握を行うとともに、今後の見込み等を指定管理者の意見を参考にしながら、施設の適正規模や施設維持費等のコストの検証と今後のあり方の検討を本年度行う。</p>
	<p>(87・93) 信楽学園およびむれやま荘指定管理委託（管理料実績の検証）について（意見）</p> <p>県による実地調査の際の確認の記録が残されていなかったことから、どのように検証をしたかを明確にし、管理料実績を含む収支の正確性を網羅的に検証すべきである。</p>	<p>指定管理者に対する実地調査時に収支関係書類の確認を行い、確認項目やその方法等の記録を行うとともに、収支の正確性を検証している。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名

障害福祉課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(88・94) 信楽学園およびむれやま荘指定管理委託（再委託先の報告）について（指摘）</p> <p>業務の再委託については原則禁止とする中で、指定管理者が再委託を実施せざるを得ない場合には再委託先も含めた履行体制等を報告したうえで、県が承諾した場合のみ許されるとされているが、再委託の内容について県に報告されていなかった。</p> <p>県は、指定管理者に対して再委託先を報告するよう指導すべきである。</p>	<p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制等を報告するように指導を行い、再委託の承認を行っている。</p>
	<p>(89・95) 信楽学園およびむれやま荘指定管理委託（モニタリング結果の記載）について（指摘）</p> <p>県による指定管理者のモニタリング結果について、所管課記載欄が白紙となっていたことから適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。</p>	<p>指定管理者から指定管理業務の報告等に対して、県で適正か否か確認を行ったうえで、確認欄への結果の記載を行っている。</p>
	<p>(90) 障害者福祉センター指定管理委託（モニタリング結果の記載）について（指摘）</p> <p>県による指定管理者のモニタリング結果について、所管課記載欄が白紙となっていたことから適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。</p>	<p>指定管理者から指定管理業務の報告等に対して、県で適正か否か確認を行っていたが、確認欄への結果の記入ができていなかったため、記載するようにした。</p>
	<p>(91) 障害者福祉センターの指定管理委託にかかる業務委託検査調書の作成について（指摘）</p> <p>指定管理業務の終了時の検査の際に、補助金検査調書が作成されていたことから、業務委託検査調書に検査結果を記載すべきである。</p>	<p>平成30年度の指定管理業務の終了時の検査より、業務委託検査調書に検査結果を記載するよう徹底した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名

薬務感染症対策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(96) 登録販売者試験業務委託（随意契約理由の整理）について（意見）</p> <p>滋賀県衛生関係施設管理システムの著作権を県と共有しているにもかかわらず、その旨の記載が随意契約事前チェックリストに反映されていないので、随意契約理由を実態に沿ったものとすべきである。</p>	<p>平成30年度の登録販売者試験業務委託から、随意契約理由に「滋賀県衛生関係施設管理システムの著作権を県と共有している」旨記載し、随意契約理由が実態に沿うよう改善した。</p>
	<p>(97) 登録販売者試験業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>1 者見積りの随意契約で競争性が働いていない為、実績検証は契約金額の妥当性の検証や翌年度以降の適切な積算の観点から重要であり、実績検証を適切に検証すべきである。</p>	<p>平成30年度の登録販売者試験業務委託から、見積書の内訳の把握および他事業者からの参考見積書の徴取を行い、契約金額が妥当であることを確認した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 商工政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(98) ベトナム経済交流調整業務委託（競争性が確保できる契約形態への移行の検討）について（意見）</p> <p>平成26年度のベトナム・ホーチミン市との覚書締結時に公募型プロポーザル方式により選定した事業者に対し、翌年度以降も随意契約を締結しており、他社からの見積書を入手していない。</p> <p>同業務には総合的な業務遂行能力が必要とされるが、他に代替しうる者がいないとまでは言えず、公募型プロポーザル方式のような競争性が確保できる契約形態への移行を検討すべきである。</p>	<p>平成30年度のベトナム経済交流調整業務委託から、競争性が確保できるよう公募型プロポーザル方式を採用した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 中小企業支援課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(99) 草津SOHOビジネスオフィス管理運営業務委託（モニタリング結果の記載）について（指摘）</p> <p>県は指定管理者による管理業務の状況について、適切な実施を検証する責任を有しているが、提出を受けた報告書の確認欄が白紙となっており、管理業務を適切に検証しているか否か確認することができなかった。</p> <p>事後的にも検証したことが確認できるよう管理者のモニタリング結果を適切に指定管理者報告書類に記載すべきである。</p>	<p>「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル（平成28年9月）」に基づき、遵守事項等に達している場合は、「了」と記載し、達していない場合は指示事項を記載するよう改善した。</p>
	<p>(100) 草津SOHOビジネスオフィス管理運営業務委託（再委託先も含めた履行体制の報告）について（意見）</p> <p>再委託の承認手続は、県が再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。当該委託の事業計画書では再委託がなされる旨が記載されているものの、再委託先名は実績報告の段階においても県に報告されていなかった。</p> <p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制について報告するよう指導すべきである。</p>	<p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制について県に報告するよう指導し、平成29年度の実績報告から改善した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 中小企業支援課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(101) 草津SOHOビジネスオフィス管理運営業務委託（目標に対する詳細な実績報告）について（意見）</p> <p>県による指定管理者からの実績報告書の確認は、指定管理者が事業計画書や県との協定に沿って管理業務を実施していることを検証するため、非常に重要である。</p> <p>当初の事業計画書に記載された目標について、1年間の実績を取りまとめたものを報告するよう指導すべきである。</p>	<p>当初の事業計画書に記載された目標のうち入居者事業拡大目標の実績については、月例報告や入居者報告会において把握をしていたものの、実績報告での詳細な記載が行われていなかったため、指定管理者に指導を行い、平成29年度の実績報告から記載するよう改善した。</p>
	<p>(102) 草津SOHOビジネスオフィス管理運営業務委託（管理料実績の検証）について（意見）</p> <p>過去の管理料実績の検証は、管理料の妥当性を検証する際、特に重要である。</p> <p>指定管理者の報告だけでなく、県による実地調査により、実際の証拠書類等をもとに、管理料実績の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>県で定めた指定管理者のモニタリング実地調査をしていたものの、管理料の妥当性については滋賀県指定管理者モニタリングマニュアルおよび実施調査（定例）チェックリストに基づく確認ができていなかったため、平成30年3月から、指定管理者が報告した収支報告書の収入や支出と証拠書類との突合を行い確認するよう改善した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(103) 陶芸の森指定管理業務委託（公募による選定の検討）について（意見）</p> <p>滋賀県立陶芸の森の指定管理者は、外部識者を中心とした指定管理者選定委員により選定されているが、募集方法は非公募となっている。</p> <p>公募を原則とする指定管理者制度において、非公募による指定管理者の選定は例外であり、その採用にあたっては、より強い説明責任が求められる。</p> <p>今後は、指定管理者の選定を公募により実施することを検討すべきである。</p>	<p>滋賀県立陶芸の森は、滋賀県の伝統文化にして主要な地場産業である信楽焼をベースに、陶器産業の振興と陶芸文化の向上を目的に設置した施設である。</p> <p>創作研修機能と美術館機能を兼ね備える同施設の管理運営にあたっては、地元甲賀市や信楽焼事業者等との緊密な交流関係や信頼関係とともに、信楽焼陶芸文化に関する高い知識と他美術館との幅広いネットワークを有する経験豊かな学芸員や、登り窯や穴窯をはじめとする焼成施設の運転や焼成技術に関する専門知識・ノウハウを有する指導員が必要不可欠であり、これら三つの要件を同時に満たし、同施設の設置目的を達成できる団体は他にはないことから、非公募により指定管理者の選定を実施するものである。</p>
	<p>(104) 陶芸の森指定管理業務委託（再委託先等の履行体制の報告）について（意見）</p> <p>再委託の承認手続きは、県が再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。</p> <p>当該委託の事業計画書では、再委託がなされる旨および予算金額が記載されているものの、再委託先名や再委託先の選定方法は実績報告の段階においても県に報告されていなかった。</p> <p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について報告するよう指導すべきである。</p>	<p>指定管理者に対し、再委託先も含めた履行体制や再委託先の選定方法について県に報告するよう指導し、平成29年度の実績報告から再委託先や委託内容等の必要事項を報告するよう改善した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(105) 陶芸の森指定管理業務委託（事業報告書の日付）について（意見）</p> <p>事業報告書の日付と添付書類の日付との不整合が見られた。</p> <p>県が、適時・適切に管理業務が指定管理者によって実施されていることを検証したことを事後的にも確認できるようにするため、事業報告書の日付を実際に提出した日付とするよう受託者に指導すべきである。</p>	<p>指定管理者に対し、基本協定に定める書類を指定した期限までに提出するよう指導した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 労働雇用政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(106) 若年求職者技能習得支援事業委託（競争性が確保できる契約形態の検討）について（意見）</p> <p>委託先については、平成27年度はプロポーザル方式により選定されており、平成28年度は同社と1者見積りのうえ、随意契約を締結している。</p> <p>前年度のノウハウは認められるものの、他の業者では対応できないとは言い切れないため、プロポーザル方式等による競争性の働く契約形態を検討すべきである。</p>	<p>本事業は、平成27年度から3年間の計画で実施したものであり、平成29年度で終了したが、今後、同様の事業を実施する際には、プロポーザル方式等の競争性の働く契約形態で実施することとする。</p>
	<p>(107) コラボしが労働福祉セミナー室等管理運営委託（複数からの見積徴取）について（指摘）</p> <p>業務自体はフロアの管理業務であり、委託先にしか実施できない業務ではなく、複数の見積書を入手することは十分に可能である。</p> <p>契約金額の妥当性を検証する意味でも、複数の見積書を入手すべきである。</p>	<p>平成30年度のコラボしが労働福祉セミナー室等管理運営委託から、複数から見積徴取するよう改善した。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 労働雇用政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(108) 中小企業働き方改革推進事業広報・啓発番組制作・放送業務委託（金額の水準の検証）について（意見）</p> <p>電波料、制作料の金額の妥当性について検証することが難しいことは事実であるが、県自らできる限り、他の都道府県の情報収集等を行い、その比較を実施することにより、金額の水準を検証すべきである。</p>	<p>本事業は、平成28年度の単年度事業であり事業は終了したが、今後、同様の事業を実施する際には、類似の委託事業を実施する他部局との比較や、収集可能な他府県の情報との比較を行い、金額の水準を検証することとする。</p>
	<p>(109) 中小企業働き方改革推進事業広報・啓発番組制作・放送業務委託（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>広報・啓発という事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、同様の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業は、平成28年度の単年度事業であり事業は終了したが、今後、同様の事業を実施する際には、放送番組内や県ホームページでの番組への感想や意見募集といった効果検証が可能な仕組みを検討することとする。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(115) 小型船安全対策事業委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>3年間契約金額が固定されており、随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要であり、実績検証を適切に実施すべきである。</p>	<p>平成30年度事業は、過年度の事業実績の検証を行い、積算金額を精査して委託契約を実施した。今後も実績検証を行い、次年度以降の事業費算定の参考としていく。</p>
	<p>(116) ちゃばら滋賀県コーナー運営委託（積算外の支出の根拠の明確化）について（意見）</p> <p>積算時に想定していなかった支出は、予算消化を防止する観点からもその実施時期も含め必要性を慎重に検討し、その根拠を明確にしておくべきである。</p>	<p>意見にあったパッケージデザイン費は、販路開拓支援という委託業務の趣旨に沿ったものであり適切と認めたものであるが、以降は、必要性を検討した過程を明確化することとした。</p> <p>なお、ちゃばら滋賀県コーナーは、平成30年6月末をもって運営委託を終了した。</p>
	<p>(117) ちゃばら滋賀県コーナー運営委託（実績報告書の日付）について（意見）</p> <p>県が、適時・適切に委託業務が委託先によって実施されていることを検証したことを事後的にも確認できるようにするため、実績報告書の日付について、実際に提出した日付とするよう受託者に指導すべきである。</p>	<p>受託者に対し、実績報告書を実際に提出した日付で提出するよう指導し、改めた。</p> <p>なお、ちゃばら滋賀県コーナーは、平成30年6月末をもって運営委託を終了した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 観光振興局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(118) ちゃばら滋賀県コーナー運営委託（販売目標の設定およびモニタリングの実施）について（意見）</p> <p>具体的な販売目標を設定することは、業務実績の数値のモニタリングおよび計画との乖離の分析を行い、次年度以降の取組に反映することができ、委託の目的を達成するうえで効果的である。</p> <p>県は、受託者に販売目標の提出を求め、モニタリングを実施すべきである。</p>	<p>受託者に対し、販売目標を業務計画書で定めさせ、この業務計画に基づきモニタリングを実施した。</p> <p>なお、ちゃばら滋賀県コーナーは、平成30年6月末をもって運営委託を終了した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(119) 醒井養鱒場管理運営委託（事業報告書の日付）について（意見）</p> <p>醒井養鱒場の管理運営に関する協定によると、指定管理者は毎事業年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、県に提出しなければならないが、従来より、事業報告書の日付は実際に提出した日付ではなく3月31日で日付を記入する運用としているとのことであった。</p> <p>委託者である県が、適時・適切に指定管理者の事業報告書を検証したことを事後的にも検証できるようにするため、事業報告書の日付について、実際に指定管理者が提出した日とすべきである。</p>	<p>平成29年度の事業報告書からは、実際に提出する日付で提出するよう指示しており、県が、事後にも報告書の適時・適切な検証ができるようにしている。</p>
	<p>(120) 赤野井湾ニゴロブナ・ホンモロコ種苗放流事業委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>本業務の実施には、その業務の特殊性から（公財）滋賀県水産振興協会と随意契約を締結している。平成28年度時点において、3年間委託金額が固定されており、随意契約で競争性が働かない以上、実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要である。</p> <p>その検証の記録は残されておらず、実績検証が十分なされているとは判断できなかった。実績検証を適切に実施すべきである。</p>	<p>当該委託については、委託事業実施状況の把握や実績報告から必要な金額において、委託を実施してきたところであるが、平成29年度事業の実績検証については、実績の内訳を提出させ、委託金額に対する妥当性を確認し、これらに基づき平成30年度の契約金額について精査した。</p> <p>平成30年度事業においても、適切に実績検証を実施し、これらに基づき令和元年度の契約金額について精査している。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(121) 水産業の担い手育成事業委託（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>本業務はパンフレットの作成や催事の開催を通じて、水産業の若手従事者のスキル向上や人材の育成を図ることが目的であるため、本事業を実施したことによる事業の効果が最も重要な情報であるが、県は事業の効果について報告を受けていない。</p> <p>仮に現在の事業内容で十分な効果を得ることができない場合、事業内容の見直しを含めより効果的な方法を検討することが必要であるため、県は事業報告において事業の効果を委託先に報告するよう指導し、その検証を実施すべきである。</p>	<p>平成29年度の事業報告からは、実施効果に関する報告を行うよう委託先に指導し、その効果について検証を行うよう見直しを行い、報告を受けた事業効果を基に、平成30年度の事業内容を検討した。</p> <p>平成30年度の事業報告においても、事業の効果の報告を求め、効果の検証を行うとともに報告を受けた事業効果を基に、令和元年度の事業内容を検討している。</p>
	<p>(122) 水産業の担い手育成事業委託（実績内訳を入手したうえでの実績検証）について（意見）</p> <p>委託先から実績報告により支出経費の実績額の報告を受領しているが、内訳が積算時の経費内訳と乖離している。また、実績報告では各費目の単価等の情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない。</p> <p>随意契約で競争性が働かない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要であるので、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうよう努めたいと、実績検証を行うべきである。</p>	<p>平成29年度の実績報告からは、活動内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ、実績検証を行い、平成30年度の事業費算定の参考とした。</p> <p>平成30年度の実績報告においても、実績の内訳を委託先に提出させ、実績検証を行い、令和元年度の事業費算定の参考としている。</p>
	<p>(123) 外来魚駆除フォローアップ事業委託（実績内訳を入手したうえでの実績検証）について（意見）</p> <p>委託先から実績報告により費用の実績額の報告を受けているものの、各費目の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない。</p> <p>随意契約で競争性が働かない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要であるので、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうよう努めたいと、実績検証を行うべきである。</p>	<p>平成29年度の実績報告において、実施内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ、これらをもとに実績検証を行い、平成30年度の事業費算定の参考とした。</p> <p>平成30年度の実績報告においても、実施内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ実績検証を行った。</p> <p>なお、本事業については、外来魚対策事業の見直しに伴い、平成30年度をもって廃止した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(124) 外来魚産卵期集中捕獲事業委託（実績内訳を入手したうえでの実績検証）について（意見）</p> <p>委託先から実績報告により費用の実績額の報告を受けているものの、各費目の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない。</p> <p>随意契約で競争性が働かない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要であるので、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうよう努めたうえで、実績検証を行うべきである。</p>	<p>平成29年度の実績報告において、実施内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ、これらをもとに実績検証を行い、平成30年度の事業費算定の参考とした。</p> <p>平成30年度の実績報告においても、実施内容とともに実績の内訳を委託先に提出させ実績検証を行った。</p> <p>なお、本事業については、外来魚対策事業の見直しに伴い、平成30年度をもって廃止した。</p>
	<p>(125) カワウ銃器捕獲請負業務委託（実績内訳を入手したうえでの実績検証）について（意見）</p> <p>委託先から実績報告により費用の実績額の報告を受けているものの、各費目の詳細な情報を委託先に提出させておらず、次年度以降の事業費算定の参考とすることができない。</p> <p>随意契約で競争性が働かない以上、積算と実績を分析し、次回以降の積算に活用することは重要であるので、実績報告において実績の内訳を委託先に提出してもらうよう努めたうえで、実績検証を行うべきである。</p>	<p>平成29年度の実績報告において、実績の内訳や出役状況表等の提出を求め、これらと実績結果をもとに実績検証を行い、平成30年度の事業費算定の参考とした。</p> <p>平成30年度の実績報告においても、実績の内訳等を委託先に提出させ、実績検証を行い、令和元年度の事業費算定の参考としている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業技術振興センター

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(126) 種子低温貯蔵庫保守点検業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>特殊な機器を扱う業務ではあるが、業務の標準的な単価を設定しておらず、また実績作業日数の把握はしているが、実績作業時間の検証までは実施していなかった。</p> <p>契約金額の妥当性を検証することは必要であると考えられるため、標準単価や実績作業時間の検証も含め、契約金額の妥当性について検討していくべきである。</p>	<p>平成 29 年度の実績報告において、実績作業時間等を把握した。</p> <p>平成 30 年度以降の契約締結にあたっては詳細な内訳のわかる見積書を徴取するとともに、実績報告において実績作業時間等を把握・検証することにより適切な業務委託に努めている。</p>
	<p>(127) 気象観測装置点検作業業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>特殊な機器を扱う業務ではあるが、業務の標準的な単価を設定しておらず、また実績作業日数の把握はしているが、実績作業時間の検証までは実施していなかった。</p> <p>実績検証は契約金額の妥当性或次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要であるため、実績検証を適切に実施すべきである。</p>	<p>平成 29 年度の実績報告において、実績作業時間等を把握した。</p> <p>平成 30 年度以降の契約締結にあたっては詳細な内訳のわかる見積書を徴取するとともに、実績報告において実績作業時間等を把握・検証することにより適切な業務委託に努めている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農業技術振興センター

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(128) 環境保全型複合温室自動制御設備点検業務委託（実績検証の適切な実施および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>特殊な機器を扱う業務ではあるが、業務の標準的な単価を設定しておらず、また実績作業日数の把握はしているが、実績作業時間の検証までは実施していなかった。</p> <p>実績検証は契約金額の妥当性或は次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要であるため、実績検証を適切に実施すべきである。また、本業務にかかる設備は相当程度劣化しており、現有設備の保守継続をする場合と新たな設備を導入した場合の費用の比較検討を実施すべきである。そして、新たな設備を導入する場合はライフサイクルコストを勘案して契約方法を検討すべきである。</p>	<p>平成 29 年度の実績報告において、実績作業時間等を把握した。</p> <p>平成 30 年度以降の契約締結にあたっては詳細な内訳のわかる見積書を徴取するとともに、実績報告において実績作業時間等を把握・検証することにより適切な業務委託に努めている。</p> <p>また、当センターでは、毎年度、予算編成時に、センター全体の老朽化した諸設備・備品の更新について、その重要性、緊急性を勘案し検討している。今後、当該設備の更新について、ご指摘を踏まえ検討したい。</p>
	<p>(129) 機械警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>導入段階では一般競争入札等により業者を決定していたとしても、導入後の警備業務で随意契約を結んでいる状況では契約期間全体として競争性が働かず、業者が過度な利益を確保するおそれがある。</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約期間全体を勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきである。</p>	<p>平成 28 年度から長期継続契約を行っており、引き続き適切な契約事務に努める。</p> <p>なお、他の業者から警備機器を新規に設置する場合の見積書を徴取したが、長期的な委託料削減の見込みは得られなかった。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>（130・131）東海道本線米原構内橋りょう点検業務委託・東海道本線草津・南草津間橋りょう点検業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>国土交通省及び鉄道事業者による透明性確保の徹底に関する申し合わせを参考に、一定の対応は図られているものの、契約金額についての妥当性検証や、その結果を翌年度以降の同様の契約に活かすため、より一層の取り組みが求められる。</p> <p>より一層の契約金額の妥当性検証を行うべきである。</p>	<p>これまでの実績確認に加え、個々の現場条件の確認とこれに応じた作業実績を日報や点検写真などにより詳細に検証し、契約金額の妥当性を確認した。引き続き実態に沿った契約金額の算定を行うこととする。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 都市計画課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(132) 平成28年度第290-1号(仮称)彦根総合運動公園実施設計等業務委託(再委託金額の把握)について(都市計画課)【意見】</p> <p>本業務にかかる再委託について、契約書第6条に「受注者は、前2項に規定する部分を除き、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」と規定されている。</p> <p>受注者は、3社に対して再委託を行い、事前に県に対して再委託先業者、再委託業務内容を書面にて報告し承諾を得ているが、再委託金額について報告がなされていなかった。</p> <p>再委託金額は再委託の業務量を定量的に把握するための一つの指標となるものであり、再委託の妥当性を検証するうえで重要なものであると考えられるため、今後、委託先が実施する再委託について業務内容のみならず、再委託金額もあわせて把握したうえで、総合的に再委託の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>本包括外部監査報告の総論においても、適切な再委託の手続きの実施に関して、「再委託を承諾するには委託内容、その範囲、金額等を総合的に勘案し、再委託の妥当性を十分に検証することが必要であり、県としての一定の指針を設定すべき」との指摘があったことから、今後担当部局(会計管理局)から示される内容に従い適切に対応するとしたところである。</p> <p>この度、会計管理局管理課長より平成31年2月27日付け滋会計第142号「再委託における適正な契約の履行の確保について(通知)」が通知され、これを受けて、土木交通部では、技術管理課長が、平成31年4月1日付け滋技管第31号「測量・設計業務等提出書類の様式の改定について(通知)」を通知した。今回の改正で再委託の承諾の際は、受注者から契約予定金額を記載することとした。</p> <p>今後、改定された様式に基づき、再委託の承認手続きをすすめていく。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 流域政策局・監理課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(133) 甲賀圏域水害に強い地域づくり計画検討業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>委託金額に関し、単価及び工数から積算を実施したうえで契約締結をしているが、実績検証がなされていない。</p> <p>随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約額の妥当性を検証するためにも重要である。</p>	<p>実際の作業内容を日報などで確認し、実績工数が確認可能なものについて検証することとするが、平成30年度は、同様の委託がなかった。今後、事案が発生した場合に検証を行い、委託業務に活かしていく。</p>
	<p>(134) 湖北合同庁舎本庁舎等警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>警備業務は、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことから、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。</p> <p>しかながら、導入後の警備業務について業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、全体として委託料が割高となってしまうおそれがある。したがって、長期的な委託料削減の観点から、契約期間全体を勘案して契約方法等を検討すべきである。</p>	<p>随意契約における競争性の確保に関して、「機械警備業務に関する契約で、単年度契約としては随意契約の理由としてもやむを得ないような契約であっても、複数年契約を前提とした場合には、一般競争入札が有利になるような場合も考えられる」との本包括外部監査報告の総論の指摘に対して、担当部局（会計管理局）は長期継続契約の制度等について研究していくとしており、当部としても全庁的な課題の中で検討するとしたところである。</p> <p>担当部局（会計管理局）においては、機械警備業務に関する長期継続契約の期間（2年）の延長について、耐用年数等の機器面だけでなく、事業者における人員確保的な側面も考慮する必要があることから、他府県の状況や事業者の状況など引き続き研究しているところ。</p> <p>なお、当該委託契約では、現行規則（滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則）で定められた最長の期間である2年間の長期継続契約を締結し、委託料の軽減に努めている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(135) 国道365号他消雪制御システム等維持管理業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>実績報告として業務日報を入手しているが、電話による作業終了確認を実施しているのみで、当該日報について、具体的な作業内容の確認や実績工数等を検証することまでは実施していない。</p> <p>実績検証を適切に実施すべきである。</p>	<p>具体的な作業内容を確認するとともに日報などで実績工数が具体的に確認可能なものについて検証した結果、設計工数との差異があったため、今後は、見積りを徴収し実績工数と精査したうえで委託金額の算定を行うこととする。</p>
	<p>(136) 杉本余呉線他消雪施設維持管理委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>当該委託に携わる整備士について、その能力によっては標準的な人数以下で業務遂行が可能と考えられるが、従来から標準的な人数以下での実績となっており、より実態に即した委託金額の算定を検討する余地がある。</p> <p>実績検証を適切に実施し、次年度以降の委託金額を実態に沿ったものにすべきである。</p>	<p>具体的な作業内容を確認するとともに日報などで実績工数が具体的に確認可能なものについて検証した結果、設計工数との差異がなかった。引き続き実態に沿った委託金額の算定を行うこととする。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 会計管理局管理課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（総論）</p>	<p>(3) 随意契約における競争性の確保について（意見）</p> <p>随意契約の業者選定において代替が不可能とする理由が不十分なものがあつた。</p> <p>また、機械警備業務に関する契約で、単年度契約としては随意契約の理由としてもやむを得ないような契約であっても、複数年契約を前提とした場合には、一般競争入札が有利になるような場合も考えられる。</p> <p>外部委託契約の業者選定方法はあくまで一般競争入札が原則であり、可能な限り厳格に判断し、公正性と機会均等性、競争による利益の確保が最もできる一般競争入札による委託契約をするよう、より一層の検討努力が必要である。</p> <p>(4) 各部局及び県庁横断的な委託契約の検証について（意見）</p> <p>同種の業務でありながら部局によって一般競争入札によっている契約もあれば随意契約を締結している契約もあり、契約方法の選択にばらつきがある。</p> <p>委託業務について、「同種の業務について全部局においてどのような契約方法を選択しているか、またどの契約方法が望ましいのか」などのテーマを設定し、部局横断的に検討すべきである。</p> <p>各部局内での契約事務を強化するとともに、県における契約事務の統一的な取り扱いがおこなわれるようにすべきである。</p>	<p>随意契約は例外的な契約方法であることから、特に一者随意契約となる場合は、他に代替しうる者がいないと判断する具体的な根拠を示すことを徹底するため、「随意契約事前チェックリスト」の様式を改正し、平成31年3月29日付けで庁内に通知した。</p> <p>機械警備業務に関する長期継続契約の期間（2年）の延長については、耐用年数等の機器面だけでなく、事業者における人員確保的な側面も考慮する必要があることから、他府県の状況や事業者の状況など引き続き研究していく。</p> <p>「随意契約事前チェックリスト」の様式改正を庁内に通知し、随意契約の理由を明確に記載することを徹底した。また、本年4月に実施した財務会計研修会においても説明を行い、その徹底を図った。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 会計管理局管理課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（総論）</p>	<p>(6)適切な再委託手続の実施について（指摘）</p> <p>個別事案において、県へ再委託の報告が全くなく、再委託の事実自体を把握していなかった事例など再委託に関する情報が一部しか把握できていない事例がみられた。</p> <p>再委託については、承認する際の報告内容や手続きを県として明確にし、すべての契約において適用することを徹底すべきである。また再委託を承諾する際には委託内容、その範囲、金額等を総合的に勘案し、再委託の妥当性を十分に検証することが必要であり、県としての一定の指針を設定すべきである。</p>	<p>監査での指摘を踏まえ、再委託にかかる規定を契約書に設けることや、受託者が再委託を行おうとする場合に徴すべき事項等の具体的な取扱いを示した通知を平成31年2月27日付けで行った。</p> <p>今後とも、会計書類回付時の審査・指導や会計実地検査、財務会計事務研修などを通じて、契約の適正な履行の確保に取り組む。</p>
	<p>(9)ライフサイクルコストを勘案した契約の相手方の選定について（意見）</p> <p>昇降機や空調設備等の機械装置や情報システム等、導入後に保守点検や運用保守が必要なものに係る委託料総額を削減するためには、機械装置の更新時や情報システム等の導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検や運用保守等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要がある。</p> <p>長期継続契約や債務負担行為による一定期間の契約とすることで委託料削減に繋がらないか等、十分な検討が求められる。その際、県の条例で定められている現状の長期継続契約の期間の定めや契約の対象範囲についても、委託料削減の観点から、その妥当性を併せて検討していくべきである。</p>	<p>昇降機や空調設備等の機械装置については、建物施設と同時に整備されることが多いことなどから、他府県においてもライフサイクルコストを勘案した調達はあまり進んでいない。引き続き、他府県の動向について情報収集を行いながら、研究していく。</p> <p>なお、情報システムについては、ハードウェアの耐用年数を考慮しながら調達を行っており、その中でライフサイクルコストの要素を考慮している。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 会計管理局管理課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(137) グリーン購入実践プラン滋賀登録制度推進事業委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>契約の実績金額について、委託業者より経費実績書を入手しているが精緻な検証を実施していない。</p> <p>実績検証を適切に実施し、契約金額の妥当性を担保する必要がある。</p>	<p>平成29年度の委託料の精算から、実地に会計関係書類等を検査して確認することとした。</p>
	<p>(138) 財務会計システム地方公会計標準ソフトウェア対応改修業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>実績を検証する際、実際にかかった工数は確認しておらず、予定単価及び工数との比較検討がなされていなかった。</p> <p>実績検証は契約金額の妥当性の検証や次年度以降の同様の業務の適切な積算の観点から重要であり、実績検証を適切に実施すべきである。</p>	<p>平成30年度の委託業務において、業務遂行に実際に要した工数の確認を行えるよう、成果物として実際に要した作業工数の確認ができる資料の提出を求めるよう仕様書を改めた。</p> <p>今後、積算を行う場合にも、業務の実績工数を参考にして行う。</p>

平成 29 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 議会事務局総務課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(139)議会バス運行管理業務委託（基本運行日数の見直しの検討）（意見）</p> <p>議会バスについては、1年間の基本運行日数を40日と定め運行管理業務を委託している。</p> <p>運転手を基本運行日数の40日確保する必要があるため、実際の運行が基本運行日数を下回った場合でも、委託料を控除しないこととなっているが、議会バス運行状況は、平成28年度の実績は26日であり、平成27年度、26年度においても40日を下回る状況が続いていることから、基本運行日数について実態に合うよう見直しを検討すべきである。</p>	<p>平成30年度の運行管理業務委託では、包括外部監査の意見を受けて、議会バスの運行状況を踏まえ、基本運行日数を25日とするとともに、運行実績が基本運行日数を下回る場合には、委託料から一定の控除ができるよう契約内容を改めた。</p> <p>また、当該バスについては、取得時（平成4年7月）から26年以上が経過しているため廃車するとともに、議会バスは、平成30年度末で運行を取り止めることとした。</p> <p>なお、本年度以降の県内調査・県外調査は借り上げバスで対応することとしている。</p>



平成 29 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 議会事務局政策調査課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(140・141) 議会広報放送委託（ダイジェスト・レポート）（金額の水準の検証）について（意見）</p> <p>電波料および制作料については、放送の時間帯や放送時間、制作内容等によって異なり、金額の妥当性について検証が難しいことは事実であるが、県自ら、部局横断的にその内訳を検証することや、できる限り、他の都道府県の情報収集等を行い、その比較を実施することによって、県自ら電波料、制作料の金額の水準を検証すべきである。</p>	<p>びわ湖放送(株)に委託して実施している議会広報放送の電波料および制作料について、庁内部局および類似の番組を制作している府県と比較したところ、次のとおりであった。</p> <p>1 庁内部局との比較                  比較対象は、広報課所管の「テレビ滋賀プラスワン」（20分）および「手話タイム・プラスワン」（10分）のみである。</p> <p>(1) 電波料について                  放送時間が当課所管番組（55分、30分）と広報課所管番組（20分、10分）で異なるため1分当たり費用に換算して比較したところ、いずれも13,133円から14,483円の間であり、概ね同水準である。</p> <p>(2) 制作料について                  制作料の積算単価では、リポーターや司会の有無など番組の内容が異なることにより比較できないものがあるが、それ以外のプロデューサー、ディレクター、カメラ、カメラマン、スタジオ使用料等について同額である。</p> <p>2 他府県との比較                  (1) 電波料について                  電波料は、視聴世帯数や放送時間帯、電波障害物の有無、競争状況などを考慮し、各地の放送局において料金を決定しているため、金額の水準を検証することは困難である。                  なお、全国で約60分、約30分の番組を制作している議会のうち電波料がわかるのは、本県議会を含めてそれぞれ3県、9府県あり、その状況は次のとおりである。                  ・県議会ダイジェスト(55分)：720,000円、他の2県：733,333円～1,128,000円                  ・県議会ダイジェスト・県議会レポート(30分)：420,000円、                  他の8府県：272,000円～710,000円</p> <p>(2) 制作料について                  類似番組を制作する議会は少なく、また字幕や手話通訳の有無など、県によって構成が異なるため、金額の水準を検証することは困難である。                  なお、類似番組を制作している議会のうち制作料がわかるのは、本県議会を含めてそれぞれ3県であり、その状況は次のとおりである。                  ・県議会ダイジェスト(55分)：580,000円、他の2県：886,667円～2,130,000円                  ・県議会ダイジェスト(30分)：530,000円、他の2県：1,536,000円～2,169,250円                  ・県議会レポート(30分)：1,380,000円、他の2県：819,000円～1,296,000円                  ※県議会レポートについて、本県議会では字幕、インタビュアー、手話通訳を活用。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 教育総務課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)	<p>(142・144) 契約の相手方や契約方法の検討について(意見)</p> <p>導入時に一般競争入札で委託業者を決定しても、導入後の警備業務について随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体として競争性が働かず、全体として委託料が割高となるおそれがある。</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。</p>	<p>機械警備業務の場合、委託業者が変わるたびに機器の撤去や設置費用が発生し、かえってコストが過大になる可能性もあることから、現契約方法を継続することが効率的かつ効果的であると判断しているところであるが、引き続き、競争性の確保および委託料軽減の観点から、どのような契約方法が適当であるか検討していく。</p>
	<p>(143・145) 実績検証の適切な実施について(意見)</p> <p>見積書について、学校ごとの総額が記載されるのみで、内訳明細が把握されていなかった。</p> <p>見積書の内訳明細を入手するとともに、実績検証を適切に実施し、次年度以降の積算に反映させるべきである。</p>	<p>平成30年度から、内訳金額を含む見積書を徴取し、積算に反映した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 特別支援教育課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(146～151) スクールバス運行管理業務委託(業務実施情報の正確な把握)について(意見)</p> <p>日々の業務に関する報告については、運行日誌として運行時間や点検結果等の情報を受領しているが、運行の前後に実施する点呼・点検に要した時間については、項目がないため記載されていない。</p> <p>業務に関する報告については、点呼・点検の時間も含めた形で受領し、業務実施状況を正確に把握すべきである。</p>	<p>平成30年度のスクールバス運行管理業務委託から、管理仕様書の様式(運転日誌)の記載項目に、「点呼・点検に要した時間」を追加し、業務実施状況を正確に把握できるよう改善した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 保健体育課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(152～155) 県立学校児童生徒定期健康診断業務委託(受診人数の調整結果の明確化)について（意見）</p> <p>正確な委託金額を算定するため、実際の受診者数と請求書の整合性の確認が必要であるが、いくつかの学校の検査において、差異突合の作業の証跡がないものや確認作業が不明瞭なものが見受けられた。</p> <p>県と業者がそれぞれ把握している受診人数の差異調整結果について、証跡を明確にしておくべきである。</p>	<p>平成30年度から、学校からの「受診者数報告書」と業者からの「実績報告書」の差異の確認作業の内容を書面に記録することで、証跡を明確にしている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化財保護課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(156) 安土城考古博物館指定管理委託(選定委員会における選定委員の出席)について(意見)</p> <p>指定管理者の選定委員会の開催に当たって、出席委員が7人中4人であり、定足数は満たしていたが、関連する委員の出席が少なかった。</p> <p>全ての選定委員が出席できるような運営に一層注力すべきであり、仮に全員出席できない場合は、定足数のみならず、関連する委員の出席率も十分に考慮すべきである。</p>	<p>本件にかかる指定管理者の選定委員会は平成27年度に開催されたが、当該年度においてはスポーツ施設と文化財施設の8施設の審査案件があり、これらの審査には募集要項や審査基準などの共通事項の審査に1日間と各施設の審査に3日間必要となり、各委員と日程調整を行った結果、委員の出席人数の多い日を選んだ。</p> <p>指定管理者選定委員会が設置されている重要性を鑑み、次期指定管理者の選定の際には、専門的な知見はもとより様々な観点からご審議いただけるよう、各委員と日程調整を十分に行った上で、全ての委員の出席により開催できるよう努める。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 びわ湖フローティングスクール

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(157) 運航管理委託(業務経過報告書の提出の遅延について(指摘))</p> <p>学習船「うみのこ」の運行管理業務について、各四半期ごとに提出されるべき業務経過報告書の提出が遅延していた。</p> <p>受託者からの業務経過報告書を遅滞なく提出するよう県は指導すべきである。</p>	<p>平成30年度から契約書に提出期限を明記し、提出が滞ることの無いよう改善した。</p>
	<p>(158) 運航管理委託(網羅的な再委託先の報告)について(意見)</p> <p>仕様書で業務として明示されている船内消毒や水質管理等が再委託されていたが、県の承諾を得るための再委託申請書が提出されていなかった。</p> <p>県は受託者に対し、再委託先の報告を漏れなく行うよう指導すべきである。</p>	<p>平成30年度から仕様書に記載する検査等の業務を再委託する場合は、再委託申請書を漏れなく提出するよう指導した。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 びわ湖フローティングスクール

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(159) 給食業務委託(一般競争入札への移行の検討)について(意見)</p> <p>随意契約で実施されている学習船「うみのこ」船内での給食提供業務について、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>平成30年度業務委託実施分から一般競争入札へ移行し、平成31年度においても一般競争入札を行った。</p>
	<p>(160) 給食業務委託(実績検証の適切な実施)について(意見)</p> <p>業務見積の内訳について、見積金額と実績の支出報告が同額で、各項目の支出金額も見積段階と同じ係数を乗じて報告されていた。</p> <p>県は、詳細な委託料実績の報告を受託者へ求めるとともに、委託料実績を適切に検証したうえで、翌年度以降の委託料の積算を実施すべきである。</p>	<p>平成30年度業務委託実施分から契約内容を見直し、単価契約としたところであり、引き続き実績の適切な検証に努めてまいりたい。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 びわ湖フローティングスクール

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(161) 給食業務委託(人件費の妥当性の検証)について(意見)</p> <p>委託料の約7割を占める人件費について、同業他社の単価実績等を比較・検討し、人件費にかかる委託金額の妥当性の検証を実施すべきである。</p>	<p>平成30年度からは、船上での調理業務という特殊性を踏まえつつ、類似の民間の食料品製造業の労務者賃金等の単価を参考にして、人件費の妥当性を検証している。</p>



平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 図書館

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(162) キャットウォーク保守点検業務委託(2者以上からの見積徴取)について(意見)</p> <p>随意契約理由の妥当性を厳格にチェックするとともに、2者以上から見積徴取することを検討していくべきである。</p>	<p>平成30年度に大屋根修繕工事と一体的にキャットウォークの修繕工事を行ったため、工事期間および修繕後の保証期間においては保守点検業務委託が不要となり、平成30年度および今年度は契約を行っていない。</p> <p>当該保証期間が終了する令和2年度以降については、2者以上から見積徴取を行う。</p>
	<p>(163) キャットウォーク保守点検業務委託(金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討)について(意見)</p> <p>今後は、契約金額の妥当性を検証し、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法についても検討していくべきである。</p>	<p>仕様や積算等を精査したうえで、全体としての委託料削減の観点から、適切な契約方法等について検討してまいりたい。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 図書館

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(164) 警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>導入時に一般競争入札で委託業者を決定しても、導入後の警備業務について随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体として競争性が働かず、全体として委託料が割高となるおそれがある。</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。</p>	<p>機械警備業務の場合、委託業者が変わるたびに機器の撤去や設置費用が発生し、かえってコストが過大になる可能性もあることから、現契約方法を継続することが効率的かつ効果的であると判断しているところであるが、引き続き、競争性の確保および委託料軽減の観点から、どのような契約方法が適当であるか検討していく。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 警務部会計課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(165) 本部庁舎建設設備運転監視業務等委託（委託範囲の検討）について（意見）</p> <p>本業務は、一般競争入札の結果、委託先業者と警察本部庁舎の電気設備、空調設備、昇降機、給排水設備、消防設備等の設備点検を一括して委託する業務につき、委託契約を締結しているが、委託した業務の約半数を再委託しており、委託範囲の妥当性について見直しを検討すべきである。</p>	<p>24時間365日県民の安心・安全を守るための中核を担う県警本部において、非常時等における問題の有無を考慮して委託範囲の妥当性について検討した結果、一部の委託業務については、個別契約とする。</p>
	<p>(166, 172) システム改修委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>市場価格情報誌等を参考に算出した単価及び工数を基に積算し、予定価格を決定した上で契約を締結しているが、実績検証に関して、金額の根拠となる実績単価及び工数等の情報を入手しておらず、実質的に予定単価及び工数との比較検討がされていなかった。</p> <p>随意契約で競争性が働いていない以上、契約金額の妥当性や同様業務の適切な積算のため、実績検証の実施を検討すべきである。</p>	<p>平成30年度以降の契約においては、作業室等への入退室状況や職員立合による作業確認等のほか、業務仕様書の成果物として、作業時間、作業内容、作業場所及び作業担当者等を記した作業実績報告書の提出を追加し、作業実績の把握に努めている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 警務部会計課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(167) 交通管制システム保守点検業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>長期的な委託料削減の観点から、契約の相手方や契約方法について検討すべきである。</p> <p>一般競争入札により委託業者が決定されているが、応札は1社のみという状況が継続している。システム導入の際に、導入後の保守点検等も含めたライフサイクルを勘案して、契約の相手方を選定する必要がある。</p> <hr/> <p>(169, 170) 機器保守委託（警察署、試験場）（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>機器を設置した業者がその後の点検業務を行うことになると考えられるため、ある程度の期間業務の提供を受けることを前提に契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。機器導入時には、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等のライフサイクル全体において競争性を働かせる必要がある。</p> <p>新たな機器を導入する場合は、ライフサイクルコストを勘案して契約の相手方や契約方法を検討すべきであり、現有機器の保守点検を継続する場合は「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の範囲に含めることも検討すべきである。</p>	<p>新たな機器を導入する際には、導入後のライフサイクル経費を勘案した調達方法を予算要求の前段階から検討しているほか、昨年度は一部の契約において、仕様書に任意の業者が保守可能な汎用品を多く採用することを明記するなどの見直しを行っている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 警務部会計課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p>	<p>(168)原付講習委託 について（意見）</p> <p>当該契約は単価契約であり、積算は、想定される受講者数やそれに伴い必要となる指導員数を基に行われ、平成26年度以降、積算書上の指導員数および受講者数に対し、同年度における実績数は少なく、乖離している状態となっている。</p> <p>過去の実績を反映した積算を実施すべきである。</p>	<p>平成30年度の契約から、過去の実績を反映した積算を実施済みである。</p>
	<p>(171)採用業務について（意見）</p> <p>警察官募集にかかる本業務は、（株）マイナビと1者見積のうえ、随意契約を締結している。警察官募集を一人でも多くの学生の目に触れるようにするため、京都・滋賀エリアの学生会員数が第1位である（株）マイナビに委託することが効果的と判断しているとのことである。本業務は滋賀県財務規則第219条第1項第6号に定められる100万円を超えない契約であることから、随意契約によることは認められるものの、他の都道府県の状況や固定化されている委託金額の妥当性を検証する観点で、再度、複数の見積を徴取する必要性を検討すべきである。</p> <p>（見積書を2者以上から入手することを検討すべきである。）</p>	<p>受験者の裾野を広げ、より効果的な募集業務が行えるよう、平成30年度の契約からは、1事業者に限定せず、主要な就職サイトを運営する4者から見積徴取した上で、それぞれと契約を行う方法に変更した。</p>